



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動



Stop・ザ
交通事故 高めようモラル
ハンドアップ! 守ろうルール

愛知県

反射材でピカッと 安全確認!



夕暮れ時も反射材やLEDライトで命を守る

秋の全国交通安全運動 9/21(日)~9/30(火)
9/30(火)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です

運動重点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



自転車はルールを守って安全運転

自転車 安全利用五則 を守りましょう！

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

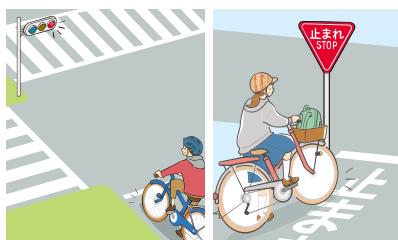
自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



2

交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



4

飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



5

ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



絶対にやめましょう！「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為※）を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。
（※危険行為：信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等）



自転車も
ぴたつと止まって
安全確認



ぴたつ

安全は正しい停止から
停止線の直前で停止し安全確認を!

